

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

論 說

勞働と資本との根本的協調

法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否

法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(一)

法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(一)

法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)

法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働組合の公認問題

法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題

法學士 小島昌太郎

雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)

圓谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」

法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戦時財産差増税新法案に就て

法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄

編輯 委員

明治の米價調節(四)

本庄 榮治 郎

二、貯蓄米制度の實施。

上述の如く貯蓄米條例は八年八月に發布せられたりと雖、當時米穀購入資金に乏しかりし爲め儲蓄をなすの餘裕なく、出納寮は便宜歳入出經理の間に於て常にその殘存額を繰入れ、以て儲蓄額に充當せんとするか如き窮策に探るに過ぎず、未だ貯蓄米制度の眞の實行を見る能はざりき。然れども同年十月に至り同年秋收の豐稔なること明かとなり、米價次第に下落に向ひたるを以て此機を逸せず、豫備儲穀の完成を圖らんとの計畫を立て、兵庫、福岡、佐賀、三瀨、熊本の諸縣に令して、之れか買収に當らしめ、九年三月迄に收納したるもの十萬一千餘石、又三井組をして各地に買収せしめたるもの二十三萬三千餘石あり。合計三十三萬四千餘石に上りしが、其資金は之を準備金より支出したるを以て、一般會計に繰入れず、別途貯蓄部に屬せしむることとせり。此の如くこの買収米は猶臨時的の手段に外ならざりしと雖而も一般會計より獨立して貯蓄部に於て行はれしものにして、前述の窮策とは大に異り、且九年四月以後に行はれたる貯蓄米經理の方法と相類したるものなるを以て、之を以て貯蓄米制度實行の一端緒と見て差支なきものといはざる

2) 米穀經理記事、第一卷第一、米穀經理の沿革、及び第三、米穀出納の實數、米價常平制度の梗概 20-22頁

可らず。

越えて九年三月一般會計上に於ける米穀の出納を廢止するに及び、貯蓄米は茲に始めて一般會計より分離して獨立の一部門を立つることとなり、爾後政府の歳入出に於ては米穀の出納は全くその跡を絶ち、専ら貯蓄米の一途に歸し、貯蓄部に於ては之れか資金を常用部に求め、其損益又は經費は之を常用部の負擔とし、貯蓄部本來の任務たる貯蓄の爲にする米穀の賣買は其資金を準備金に求めその損益經費も亦之を準備部の負擔に屬せしめ、常用部準備部の各計算は別途に經理せられたり。今その賣買實數を擧ぐれば左の如し。

常用部	計	
	九年四月乃至 十年六月	十年七月乃至 十一年六月
玄米	七、四六九石	六八八、四一石
精米	三、六四八石	二、〇七〇、五九一石
粃	一三、六九五石	一、〇七〇、五九一石
計	七三二、〇四一石	二、四五、四二二石

明治九年四月以降十年十一月に至る迄の計算にして十年十一月迄に悉皆賣却して常用部の關係完了したるものとす。此米たるや一般會計上の殘米及其後における賣納米なるを以て、其受入は常平上の目的を有せざるも、その處分は貯蓄米と合體して常平の目的に供せられたるものとす。

八年十月買收を命したるものも、九年四月の買收として經理せらる。此米は賣買共に常平の意味におけること勿論なり。以上の如くなるを以て貯蓄米條例は八年八月に成り、十月に實行の端緒を發し、之れか完全なる實施を見たるは九年四月以後のことにして、これより以後常平局開設（七月）に至るまで、こ

の制度の下に、米の糶糶により米價の調節を行ひしものにして、八、九、十年に於ては米價引上のために、主として米穀の買收を行ひ、十一年に於ては米價引下の爲めに米穀の賣却をなしたり。尙九年十年に定められたる預り米、地租代米納の制度も亦同様に米價調節に關係あるものといふべき也。以下これを説明すへし。

三、八年末乃至九年初における米の買收³⁾

既に述べたるか如く八年十月には米買收の計畫を立て兵庫等五縣下并に三井組をして買收せしもの(九年三月に至る)三十三萬四千餘石に上り、常用部資金による買收米と共に海外に輸出する計畫を立てたり。蓋八年の秋納極めて豊穰なりしたため、十一月の交より米價は下落の一方に向ひ、九年に至りて一層の低落を見たるを以て(十一月六・一四三、十二月五四一八、九年)之を内地に於て賣拂ふは一層低落の氣勢を助長するの虞あり。故に主として之を海外に輸出せんとしたる也。而してその方法としては先づ三井組へ賣渡し、直に同組より横濱在留英商ウチソンへ海外輸出を條件として轉賣せり。その量額は八年十二月に二十萬石の輸出を決し、九年七月に至り尙三十萬石を増加したるが輸出實額は四十六萬餘石にして九年一月より十一年五月に亘りて、倫敦其他歐洲各國、桑港、濠洲、印度、廈門、香港等へ輸出し了れり。而してその輸出は一方内地米價の暴落防止の意を有したるは勿論なるも、他方に於ては成るべく米穀その他の國産品を輸出して我國輸出入の均平を期

3) 米穀經理記事、第二卷第五、海外輸出の得失

4) 米穀經理記事、第二卷第四、内地糶收之概況末尾記載の米價表による

すへしとの論に基く所も存せし也。

四、九年十月の買収米⁵⁾

米價は九年に入りて一層の低落を見たるが三月米納廢止のことありてより、農民の苦痛甚たなるものありき。蓋、米納の場合には敢て商人の仲介を俟たずして租税を完納し得たるに、今や商人の手を経て金銭に代ふるに非れば租税を納むることを得ず、而も當時商家の大に之に關與するものなく(米穀經理記事によれば皆て小野組三井組榎本其他の大家ありて米の賣買に従事せしことありしも、恒に農商の間に苦痛起りて損失を重ねしを以て、今は之は能めたれば當時は遂にこれか賣買の商民なしとするに至りしといふ)遂に需給の平衡を失し交通不便の地に在りては之を換價すること困難なるのみならず、納税の期限切迫するに及んては、復た損益を顧慮するの遑なく一時に之れを放賣するか故に、米價忽ち低落し、殊に比年豊作の結果、その低落は一層甚しく、之れか爲に、税額に充當すべき米量は反て舊租額よりも多きを要し、金納制度の爲に農氏は増税を強ひられたるか如き觀ありて、之れか不便を鳴らすもの少からず、遂に八月には茨城三重兩縣下に於て竹槍蓆旗の暴動を見るに至れり。

加ふるに本年の收納亦良好なりしを以て(六分六厘七毛の作柄⁶⁾)若しこの趨勢に放任せんか、米價一層低落して、その結果大に憂ふべきものありしを以て、政府は十月米穀買収の議を決し、兵庫、長崎、千葉、福岡、熊本等の十九縣に命を下し、一面出納寮をして東京、大阪、兵庫、馬關、四日市、若津及び肥後地方に於て米穀を買収せしめたるが、茨城、栃木、岐阜、青森、新潟、和歌山、岡山

- 5) 米穀經理記事、第二卷第四、内地糧收之概況
米價常平制度の梗概²⁴頁
明治政府の米價調節³⁻⁵頁
- 6) 米相場考、¹⁶⁰頁

の如きは未だ買収に着手するに至らず、單にその旨を發表したるのみにて既に早く平準相場に達し、其他の地方に於ても買収の結果、價格次第に騰貴し、その目的を達することを得たりしを以て、五十四萬一千石を以て買収を打切りたり。當初政府の買収額は六十萬石にして其買上指定相場は静岡縣の四圓九拾五錢を最高とし秋田縣の貳圓參拾錢を最低とす。今買収の議、決したる十月以後の米價の變動を示さは左の如し。

	九年十月末日	十年二月末日	十年六月末日
東京	四・四六五	五・三四八	六・〇二七
大阪	四・九一一	五・四二二	五・四三一
兵庫	四・六〇〇	五・一〇二	五・四三〇
下ノ關	三・九〇〇	四・四四〇	五・〇〇〇
長崎	四・四〇〇	五・一五〇	五・〇〇〇
熊本	四・五三四	—	五・一〇〇
青森	三・三三三	三・七三〇	三・九〇〇

(註) 本年の買収については當初電報を以て地方の米價及び作毛の如何と、需給の異況とを各縣に諮詢し、その回答に基き、更に買収の標價數量を議定し、海外輸出に供する旨を示し、十一兩月に大藏卿より各縣に電達せしものなり。今その標價(上米二石)數僅其他を示さは左の如し。

	標價	豫定數量	買收價格	買收量(石以下切捨)
東京	時價	十萬石	四・八四三	六六、三九九
大阪	時價	十萬石	四・九六九	七九、九八一
			四・七六六	四九、七六六
			四・九三七	四九、三七七

縣名	時價	時價	時價	時價
兵庫	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
四日市	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
馬關	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
若津	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
肥後八代	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
兵庫	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
長崎	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
千葉	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
茨城	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
栃木	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
愛知	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
三重	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
岐阜	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
宮城	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
青森	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
秋田	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
新潟	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
和歌山	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
岡山	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
愛媛	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
大分	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
福岡	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
熊本	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
靜岡	四・九五	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇

論說 明治の米價調節(四)

縣名	時價	時價	時價	時價
兵庫	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
四日市	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
馬關	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
若津	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
肥後八代	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
兵庫	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
長崎	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
千葉	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
茨城	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
栃木	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
愛知	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
三重	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
岐阜	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
宮城	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
青森	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
秋田	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
新潟	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
和歌山	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
岡山	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
愛媛	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
大分	一萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
福岡	二萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
熊本	三萬石	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇
靜岡	四・九五	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇

五、十年十月の買収米⁷⁾

前年の買収によりて米價昂騰し、加ふるに西南地方の動亂起り、各地漕運の便を失ひしより一時騰貴を見、六圓二十錢に及ひしが^(七)今秋亦豐作の見込あり、且幾何もなく戰亂平定したるを以て^(九)九、十月に至り又々低落し、前年の如き納租の苦情を生ずる虞ありしを以て、十月政府は又米穀買収の計畫を立て、二百五十萬圓を以て青森、秋田、和歌山、新潟、石川の五縣に命を下し、又出納局をして東京、大阪、兵庫、四日市、馬關、若津、石巻の各米廩に於て總計五十三萬石を買収することゝなしたり。然るに秋田、和歌山、新潟の如きは、買収の旨を發表したるのみにて一粒も買入れたるものなく石巻の如きは僅かに五百石を買収し、東京の如きは十萬石買収の豫定なりしもの、僅に二萬石に充たすして既に適當なる米價を現出し、十一年一月迄に實際購收し了りしもの合計二十八萬四千餘石にして、早く已に標價を超えたるか故に、その買収を停止し、獨り北國のみ未だ低位にありしを以て石川縣の買収額を増加し、四月に至るまでに四萬五千餘石を購入し、前後合計三十二萬九千餘石なりき。

右の買収米の外、當年の秋作は豫想以下なりしに加へて、清國凶作の報傳はり官私輸出米頗る多く^(十一)米商は思惑買を始むるあり、買収米と相俟て米價は次第に高騰の兆を呈し、且一月には地租五厘減の詔あり、十二月に至りて地租代米納制度の實施せられ、九年十二月以來一

7) 米穀經理記事第二卷第四、内地糧收之概況
米價常平制度の梗概26頁
明治政府の米價調節策5-7頁

8) 米價變動史103頁

般に施行せられたる預り米の制度も存したるを以て従前の如き納租の困難を除くことを得たるのみならず、現米を抵當とし或は荷爲替の方法によりて資金を融通する商人銀行業者をも生し、農家は最早米穀の放賣を急ぐの要なきに至り、米穀需給の途自然に調整せらるゝこととなり、最初買収計畫發表の當時東京大阪共に四圓八九十錢を上下したる米價は十一年二月に至り東京五圓八十錢餘大阪五圓五十錢餘に及び尙騰貴せんとする勢を呈せり、即ち左の如し。

	十年十月	十一年二月	十一年五月
東京	四・九一	五・八三	六・五四
大阪	四・七九	五・六四	六・四五
兵庫	四・六七	五・六	五・六一
四日市	四・五三	四・九三	六・〇〇
馬關	四・六〇	五・六〇	五・四四
長崎	五・〇〇	四・九四	五・七八
若津	五・五一	六・三	—
熊本	五・三	四・一〇	五・九
石巻	二・九〇	四・一〇	四・八〇
青森	二・七四	三・九五	四・三八
酒田	五・〇八	三・八一	四・〇一
新潟	三・〇四	四・二	四・七
敦賀	三・九四	四・七七	四・七七
大津	四・九六	五・四六	五・九

(註) 本年各地に於ける買収に就ては、豫めその價格を豫定すること前年に於けると異ならず、然れどもその基礎とする所に至りては前年に於けると必ずしも同しからざるか如し。當年總收の計畫を立つるに當り大藏卿は命を下して曰く「金租の制や蓋し米價より成る。然れば米價をして金租基礎價の下にあらしめば、農家は納る處、反て舊租より増さざるを得ず、是れ農民苦情の起生する所以なれば米價の權衡を取るに當りては須らく其主眼を金租の基礎に注ぐべし」と。乃ち地租改正米價表を下付し之を基礎として標價(中米一石)を定めたるなり、即ち左の如し。

	標價	豫定買収高	買収價格	買収高(石以下切捨)
東京	五・一〇	十萬石	五・六二	一九、六二石
大阪	五・〇〇	八萬石	五・〇三	五五、五九石
兵庫	五・二〇	五萬石	四・八六	五九、九三石
四日市	四・〇〇	七萬石	四・九〇	一七、〇〇石
石巻	四・〇〇	七萬石	四・七六	二九、九〇石
馬關	三・七〇	三萬石	四・八〇	一五、三三石
長崎	四・〇〇	七萬石	四・八二	一四、七一石
青森	四・〇〇	五萬石	四・七九	一四、六四石
石川	三・一〇	二萬石	三・〇〇	五、七二石
秋田	三・〇〇	二萬石	三・七三	六、七〇石
新潟	三・〇〇	一萬石	三・〇〇	三、〇〇石
新潟	三・〇〇	一萬石	三・〇〇	三、〇〇石
和歌山	四・八〇	一萬石	四・八〇	四、八〇石
計		五十三萬石		三三〇、六一石

更に地租改正と米價との關係につき一言せんに、明治八年三月大藏省達に曰く「地租改正に付地價檢査に相用候米價の儀(中略)渾て明治三年より以下去戌年迄五箇年平均相場を以て檢査可致管に付」云々と。即ち標價は明治三年より五ヶ年間上申

下米を平均し、其平均時日は貢米右代相場に用ふる時日に因るべきものとす。而してその相場を檢査せし地は其管内の大小廣狹により一定し難しと雖、凡そ五六ヶ所乃至十數ヶ所、常に米麥の澁實を爲す地の相場を採り、此總平均を以て一管内一樣に用ひしもあり、或は數區に分ち數種の相場を用ひしもあり。今その平均米價の二三を擧ぐれば東京府五圓二十錢、大阪府五圓十三錢、兵庫縣五圓十九錢、滋賀縣四圓八十七錢、三重縣四圓七十九錢、石川縣三圓三十一錢、新潟縣二圓九十七錢、福留縣四圓三十三錢とす。

六、十一年春の引下策¹⁰⁾

十年末より十一年にかけて米價の昂進は益々甚しく適當なる價格以上に奔るの勢ありしを以て、遂に又反對に米價の引下を策らざる可らざるに至れり(前掲各地米價表參照)、即ち四月より六月に至るまで東京、大阪の兩地に於て米穀を糶賣すること凡そ五萬六百石なりしが、市價に多く影響を與ふる能はざりき。

七、預り米及地租代米納制度

一、預り米¹¹⁾ 既に述べたるか如く米價は季節的に變動し、高値は多く端境期にあらはれ安値は多く新穀出廻りの時季にあらはるゝ傾向を有す。故に秋期收穫の際之を政府に預け入れて納税の擔保とし、米價高値の際に之を賣却せしめ、その代價を以て租税に充當せしむるは農民にとりて甚た利益なりといはざる可らず。明治八年末以後、米價下落して農民納租の困難を訴へしを以て一方に各地に米穀の買收を行ふと共に、九年十月に至り預り米の方法、即ち秋收低價の際一定の

- 9) 明治財政史第四卷 416頁以下、地租改正條例細目第六章參照、明治財政史綱79頁
 米相考 160頁
 10) 米穀經理記事第二卷第四、内地總收之概況、明治政府の米價調節策 7頁
 米價常平制度の梗概 27頁
 11) 明治財政史、第四卷、470-475頁、米價常平制度の梗概 31-34頁、米穀經理記事
 第三卷、第七、規則條例の變遷、大日本農史、今世、209頁(明治史要)

米量を政府に預け入れしめ、これを擔保として納期の猶豫を乞ひ、米價騰貴を俟て擔保米を賣却して以て税金に充當せしむるの方法を設け、大藏卿より府縣へ内達し、地方長官の腹案を以て之を許否するの自由を與へしが、長官中之を管下一般に公達したるあり、或は然らざるものありてその間苦情を醸したるを以て、同年十二月再び地方官に命じてその取扱を一途ならしむ。越えて十年十一月地租代米納制度の成ると共に預り米についても代米納を許可すべき地租半額を限度とし其納金の抵當として上米を預るものとし、其他の手續を定め、爾後十二年九月地租改正に用ゐたる米價より時價下落の節に限り預り米を許すこととなし、十八年八月又規則を改正せり。

預り米の成績に就ては上述の如く始め府縣間に不統一の處ありしを以て、明治九年度の實績は明かならず、明治十年度に於ては東京、神奈川、埼玉、福島、岩手、山口、鹿兒島の各府縣を除き其他の府縣に於て取扱ひたる預り米高三十五萬三千三百石餘、同十一年度に於て京都府外二十三縣に於て取扱ひしもの二十四萬八千四百石餘にして、十二年度以降は米價高直のため出願せしものなく、十七年度以後に又出願を見るに至り、二十二年に至りこの制度は地租代米納の廢止と共に消滅したり。

(註) この預り米と類似の名稱を有し而も混同す可らざるものあり、何ぞや、かの府縣預け米金の制これなり、は府縣が收納したる米穀金鏝を其儘府縣の消費に充つる目的にて之を府縣に寄託するものに過ぎず(七年五月、府縣預米金規則あり)。本文に述べたる預り米は地租代納米の變態にして、全く農民に對して納税上の便宜を計る目的にて之を預りたくものなるに反

12) 明治財政史四卷、470、476-492頁
米穀經理記事、第三卷、第七、規則條例の變遷

し、預け米金の制度は府縣經費の便宜交付方法に外ならず。さればこの預け米金の制度を以て米穀需給の緩和を圖り「米價調節の爲めにするもの」¹³⁾は大なる誤謬といふ可し。

二、地租代米納制度¹⁴⁾ 九年十二月より預り米の制度設けられ納税の困難を救ふの手段となせしが、預り米のみを以てしては未だ十分にこの困難を除去する能はざりしため、更に一步を進めて十年十二月に至り地租代米納制度を發布せり。即ち「地租金の内、田方に限り當分の内人民の請願に任せ、半額をその府縣の地租改正に用ゐたる相場を以て」代米納を差許せしものにして(太政官布告)これ實に九年三月における米納制度廢止に對する一大例外をなすもの也。而してこれと共に預り米制度は廢止する考なりしも、民間の實狀は兩者を併行せしめ、納主の選擇に委するを便とする狀況なりしたため預り米制度は尙之れを存したりき。

かくて明治十年に代米納を出願したるもの大阪滋賀和歌山岐阜京都高根三重静岡兵庫の二府七縣にして合計三萬四千六百二十九石餘に及へり、此米は貯蓄部に買收し國庫はその代金を以て出納したるものなり 十一年より十五年迄は米價高直に付出願するものなく、十六年後米價下落により又々之を見るに至り、二十二年に至りて廢止せられたる也。蓋、代米納の制度はもと一時民情を斟酌して特に之を定めたるに過ぎず、時運の進歩に伴ひ金納の不便を感せざるに至りしのみならず、地租改正以來の實歴に徴して地價の特別修正を行ひ、以て之れか低減を計りしにより永く

13) 明治政府の米價調節策、3頁
14) 明治財政史四卷、460-470頁
米價常平制度の梗概、29-31頁
米穀經理記事、第三卷、第七、規則條例の變遷

之を存するの必要なきに至りしに依る。

* * * * *

以上預り米及び代米納の兩制度ともその本體に於ては租稅納入に關する一手續に外ならずと雖、これにより農民の米穀放賣を抑止し、米價の下落を防ぐ爲に行はれたるものなるを以て間接に米價政策、即ち米價引上、少くとも下落防止策として之を認むるも差支なき也。又多少の效果ありしことを否むを得ざる也。

八、本期概觀

以上これを要するに八年乃至十一年に於ては貯蓄米制度を立て、常置の儲米の外に、時に應し機に臨みて米の賣買を行ひ、米價を調節せんとせしものにして、八、九、十年にありては比年の豐作によりて下落せんとしたる米價を引上げ、若くは下落防止を計るため各地方にて買米をなし、之を海内に賣出さすして多くは海外輸出に供し、又一方の米穀放賣の弊を防ぐ爲め二三の手段を講じたるによりよくその效を奏するを得たるもの也。十一年に至りては反對に引下の必要に迫り賣米の方法をとるに至りしも、その量數未だ必すしも、大ならず米價を動かすこと能はざりし也。

第四章 常平局時代

所謂常平局時代とは十一年七月常平局の開設せられてより十五年十一月その廢止に至るまでを指すものにして、前の貯蓄米制度は出納寮に於て之を取扱ひしも、今や新一一局を設立し常置石高を増加して米價の調節を試みし時代なり。

一、常平局の開設¹⁾

明治九年における買収米が相當の効果を擧げたるは上述せる所の如くなるが、茲に於てか從來の貯蓄米制度を擴張して常平法を採用せんとするの議起り、十年一月大藏卿より案を具して太政官に上申し。思ふに八年八月貯穀の方法を設け毎歲大凡米二十萬石を東京大阪兩地に蓄積し、糶糶によりて價格の高低を調節せんとするも其頃僅かに二十萬石に過ぎざるを以てよくその弊を救ふに足らず、臨時各地に多額の買収をなして漸くその目的を達せるのみ。因てこの制度を擴張して準備運轉金を以て毎歲五十萬石乃至百萬石を買収し之を東京大阪其他石巻長崎神戸等に積置し、内外米價の狀況により糶糶聚散其機を誤らざるに於ては、よく穀價の平準を期し得へし。然れどもこれか事務を施行するに當りては他寮のよく兼掌する所に非ざるを以て、別に專管の一局を置くの要ありとす。これ上申の要旨にして廟議之を容れ、同月恰も官制改正のことありて從來の寮を廢して局を置くに及び、大藏省に別に常平局を設置したるも、尙處務規程定まらざりしため、暫く出納局(此時出納寮を改めて出納局とす)をして從來の方法により、その事務を掌らしめしが、ついで十年十月

1) 米價常平制度の梗概25,27,29,34-35頁
米穀經理記事、第一卷第一、米穀經理の沿革

に於ける買収米の效を奏したるを見、常平法の必要大に認められたるも、當時西南地方に動亂あり、國費多端なりしを以て、之れか開設に躊躇したるが、十一年七月一日より會計十一年度の開始と共に七月一日より開局するの運びとなり、以來米穀に關する事務は一切常平局の專擔に歸し、貯蓄米制度は廢止せられたり。

二、明治十一年度(自十一年七月至十二年六月)の常平事蹟²⁾

七月一日開局と共に出納局貯蓄課の管掌せる米穀(三三九、〇五〇石餘)小麥(一八、七三六石餘)麻袋、麻苧、米廩(東京、大阪、兵庫、長崎、石巻、四日市、下ノ關の七ヶ所、尙十三年十二月に至り若津にも之を設く)等を原價を以て常平局に買収するの

手續をなし、米穀の賣買運轉の資金を參百萬圓と定め、準備運轉金より繰替支出すること、せり本年の順氣は土用前後に霖雨ありて各地に蝗害水災あり、當時在米は潤澤なりしかため、米價は漸次騰貴し鎌入の後、其收穫の愈劣れるを見て、農家は作米を賣さず冬期新米の出廻り薄く、酒造等々の需用に應ずる能はざる程の勢なりしを以て、米價は漸次騰貴したり(東京 七月 五・九三 十二月 大 阪 七月 五・三三 十二月 七・〇六 十二月 六月 七・三六 十二月 六月 六・五三)

本年度における常平事業の成績について見るに、米を買収すること十六萬石、之を糶賣すること三十三萬餘石とす。蓋十一年の秋作が約二割減となり、米價は上述せる如く漸次騰貴したるを以て買収米に比し多額の賣拂米をなしたるものなるが、而もその内地に賣捌きしもの二十一萬五

2) 米價常平制度の梗概37-43頁
3) 米相場考165頁

千八百石餘にして他は外國輸出に供し、爲めに内地における賣買の差僅かに五萬五千五百石餘に過ぎず、而も一面從來の儲穀豊富ならざりしため放賣意の如くならず、米價を十分に抑止するを得ざりしは寧ろ當然の結果といはざる可らず。而も米價騰貴のため細民の生活困難を極めしもの亦尠からざる可し、十二年五月二十六日、島根縣より管内細民の米價騰貴に因て糊口に苦み、往草葉樹實を以て飢を凌ぐ者あるの狀を内務省に開申せるか如き、即ちその一例也。

三、明治十二年度(自十二年七月至十三年六月)の事蹟⁵⁾

十一年度の秋成が前年に比し多額の減收なりしより之を承けたる十二年度に於ては其初頭即ち端境期に於て各地何れも米穀の缺乏を告げ、且惡疫流行し、運搬集散圓滑ならず、官儲亦豊ならず已むを得ず各地所在の米廩を開きて漸次に九萬五千石餘を放賣し東京府細民の困窮を救はんかため比較的低價の地に於て三萬石を買收し、約二萬七千五百石を府下の白米小賣商に交付したり。

然るに二十二年における秋納は前年に比し一割八分の増收にして、近年無比の豊作ともいふべし、自然米價低落すへき筈なるに、却て騰貴したるは、(東京¹¹七月七、五、四、十二月¹²月¹³八、美、翌六月¹⁴二、八、六)、(大阪¹⁵七月七、五、六、十二月¹⁶月¹⁷八、六、翌六月¹⁸九、七、六)、(一)毎年十、十一、十二の三ヶ月は大抵古米を以て食料に供するを常としたるに、本年は古米の貯藏少きより新米の生するや、隨て入れれば隨て散布し、更に貯藏を増す餘裕なかりしと、(二)從來採用し來れる種々の政策并に米價騰貴により(米價騰貴のため是迄一石を賣りて地租を納めしもの、今や五六斗を賣りて事足りしといふ)農民一般に富

4) 305頁
5) 大日本農史、今世、概、43-49頁
米價相場考 167-168頁

裕となり作米を賣り急かざるに至りしこと、(三)一般經濟界の進歩に伴ひ、農民も亦、從來採算せざりし、地代勞費種肥料等をも採算に加へて收支償はざる場合には容易に之を賣却せず、(四)従て市場は往々在米の不足を告げたる等の直接原因により又、(五)他方には當時幣制未だ確立せず、紙幣の價格は頻年下落して、十二年の如きは平均銀貨一圓に對し、紙幣は一圓二十一錢二厘の割合に下りたることは一般物價に對し、又従て米價に對しても影響を與へたるを認めざる可らざる也。

以上の如く米價は本年度に於て一層騰貴したるを以て、容易に買收に着手するを得ず、前年度よりの繰越殘米亦僅少なるより(二萬五千石)多く放賣することを得ず(本年度買收高十四萬七千石餘、賣擱高十五萬二千石餘)米價騰貴の大勢は之を抑ふること能はず、米價平準の使命を有する常平制度が反て米價の爲めに拘束せらるゝの奇觀を呈したり。

四、明治十三年度(自十三年七月至十四年六月)の事蹟。

前年の豊作につぎて十三年の秋納は前年に比し三分三厘強の減收なりしも、尙平年作に比すれば六厘の増收なり。而も米價は一層騰貴したるが(十二月東京、十二圓十一錢餘、大阪十圓)その原因は前年におけると多く異なる所なきか如し(註)。十四年一月以降米價漸く低落したり(六月、東京十圓四十五錢、大阪八圓九十錢、全國平均九圓)是れ十二三兩年における巨多の剩餘米が漸く市場に現れ出たると、酒稅倍加(從來一三十二錢八厘)

6) 米價常平制度の梗概、49-53頁

7) 續灘酒沿革誌 4頁

なりしを十三年)のため酒造高の減少せると、且一面幣制の整理の進行に伴ひ紙幣價格の持ち直せる九月二圓とす)による。

常平事業に就ては、本年度に於ては可及的産米夥多の地方に就き米價に影響を及ぼさざる範圍に於て買收し、その額三十七萬石に上り時々東京大阪兵庫等の要地に於て發賣せるもの六萬石餘とす。買收高が昨年よりも著しく多きに拘らず、發賣高の昨年比して少きは、一見米價常平策の上より不思議なるか如きも、上半期には儲米に乏しくして米價の昂騰を阻止するだけの發賣をなすを得ず、下半期は米價自然に下落に向ひたるを以て發賣を止め、主として買收に従事したるによるなり。而して米價はこの買收によりて、影響せらるゝことなくして依然下落の趨勢を維持したり。且本年度に於ては儲米の必要を感じたること大なりしを以て海外輸出にも多く振り向くことをなさず、三十二萬餘石の翌年繰越米を存したり。

(註) 上述の如く十一年以前米價下落の際には農民納租の困難を除くべき種々の方法設けられ、且十一年以來引續きて米價騰貴したるを以て、當時農民の富裕なりしことは屢番書に論せらるゝ所なり。今その一例を擧げんに、曰く「地租の減じ米價の騰りたるため俄かに農夫の勝手向に餘裕を生したることは新聞にも掲げ話にも聞き既に人々の承知する所にして今更に之を云ふにも及ばざれども近頃聞く所によれば元來農夫の間に金錢貸借の行はるゝは頗る其期間の永き者にして少なきも一年の上に出でざる者はなき程なり、然るに近今に至りては苟も借財ある者は其期限の至るを俟たずして之を返済するの勢ありと云ふ農家の富亦想ふべきなり」と。又曰く「農民中是まで農に出て田を耕し、夕に歸て索納ひ、辛くして其生計を營みた

る水飲百姓は今も變して飽食優衣逸居する富者となれり。ましてや従來少しく餘裕あるものに於ては、嗚呼我明治政府は農民をして益々富裕を得せしめて今日の樂郷に逍遙せしむ、我農民の歡喜益亦思想の遠く及ばざる所ならん⁹⁾云々と。又當時の中外新報に論ずる所を見るに曰く農業社會は積年の貧境を脱して將に富域に登らん¹⁰⁾とせり、是唯收穫の増加せしむるの故にあらず其所有する所の田圃宅地山林の實價は昔日に數倍し大に其身代を増加せしめたり、由之觀之、各地連年の豐作も單に氣候順適のためにあらず衣食足れば禮節を知るの古諺に洩れず家計の餘裕あるより智識開發して第一農具の改良に注目し馬糞を試むるものあり、既に勸農局育種場¹¹⁾に於て製造せし所の西洋形犁の地下を出願せしもの續々として日に進み今年中各地に拂下りしもの二萬挺の多きに達せり第二は肥料の撰擇に意を傾け従前干糞粕等¹²⁾の需用なかりし土地にまで大に傳播し漁濱の民を富ましむるに至れり其他種子を精撰して以て收穫を増せしは掩ふべからざる事實なりと云々。以て農民の狀態と收穫、米價とに對する關係をも察すべき也。

五、明治十四年度(自十四年七月)至十五年六月)の事蹟¹¹⁾

本年の秋成は平年作に近かりし十三年の收穫高に比し百三十八萬餘石の減收を見たるがそれにも拘らず米價は下落し十五年に入りては一層甚し。(十二月東京三・七三 大阪一・二〇、
翌六月東京一・五九 大阪一・三〇)これ米價の下落に伴ひ、農民は未だ賣拂の時機にあらずとして之を貯藏せしに偶々地租納期改正のことありて一時に之を賣却せざるを得ざりしため、且は紙幣價格の上進により一般物價の下落に促されたるに外ならず。

本年度における米穀の賣買は新舊米穀交換の目的よりする買收(一四三、〇二石)と常平上の買上げ(二九五、七二六石)とあり。賣拂中にも常平上及交換の目的よりするもの(一七五、二三六石)と海外輸

9) 東京經濟雜誌三十七號(十三年九月)に掲げたる伴直之助氏日本農民未來の狀態

の節 米相場考 173頁

11) 米價常平制度の概観 54-58頁

出(一三四三八五石)とありてその額甚た多きに上れり。本年度の始めに於ては米價尙高直なりしを以て多少糶賣を試みたるも下半年期に入りては米價下落のため内地における發賣を止めて海外に輸出するに力めたり。當時米價は幾何を以て適當とするや、その採算は不明なりしと雖、既に米價の著しく下落したるに拘らず下半年期に於て多額の買収を企て以て米價の上進を策せざりし所以のものは、蓋前年來高價なる米穀を多額に買收貯藏せると、海外輸出米は短時日間に資金を回收し難きとにより、こゝに資金の缺乏を生し、多額の買收を行ふ能はざるに至りし也。

六、明治十五年度(自十五年七月至十六年六月)の事蹟¹²⁾

本年度に於ては從來常平資金として米穀賣買に充當し來りし準備金の繰替金を廢止せられたるを以て之を準備金に返償せざる可らざるに至り、從來の常平米は十三年六月制定の備荒儲蓄法に依る儲蓄米に變し、専ら救荒儲蓄を目的として管理せらるゝことゝなれり。かくて本年度に於ては資金決算のためにする殘存米の處理を行ひしのみにして常平的事業を行ふことなく、十一月四日遂に廢局となりその殘務は儲蓄米事務と共に之を國債局に移さるに至れり。

七、常平事業の概観¹³⁾

以上述ふる所によりて明かなるか如く、常平制度はその成立以來、初二ヶ年間は或は儲藏米に乏しくして十分に糶賣して米價を下くることを得ず、又米價高直のために新に買收して十分なる蓄積米を作る能はず。後二ヶ年間は米價低落の際に當り儲米の豊富ならんことを期し、比較的

12) 米價常平制度の概観 58-61頁
13) 米價常平制度の概観 64-70頁

くの買収を試みたるも米價を引上ぐるに至らず、資金關係上、それ以上に多額の買収をなす能はず依然低下を持續しやがて常平制度の廢止となり、遂にこの制度は豫期の効果を奏するを得ざりし也。今前後四ヶ年間に於ける常平米の賣買數等を擧ぐれば左の如し。

貯蓄部より引受高	買 收 高		賣 拂 高		内地賣拂高		海外輸出高		米價(東京)
	石	圓	石	圓	石	圓	石	圓	
十一年度	1,157,333	1,107,333	2,070,000	3,358,811	1,241,772	1,115,961	1,115,961	7.06	
十二年度	1,207,662	1,157,662	1,523,577	1,228,472	1,992,777	1,115,961	1,115,961	不明	
十三年度	1,271,333	1,221,333	1,502,000	1,228,472	1,992,777	1,115,961	1,115,961	不明	
十四年度	1,299,999	1,249,999	1,502,000	1,228,472	1,992,777	1,115,961	1,115,961	不明	
十五年度(十一月二日迄)	1,299,999	1,249,999	1,502,000	1,228,472	1,992,777	1,115,961	1,115,961	不明	
合 計	11,257,756	10,927,756	12,600,000	12,228,472	15,992,777	11,115,961	11,115,961	不明	

一、買收高の中、十五年十一月二日の殘米にして中央儲蓄へ賣付高二二七、八七四石あり故に差引純常平米は九三五、八八四石となる。
 二、石以下切り捨てたる爲合計符合せざるものあり
 三、十五年度の賣拂米、内地賣拂高不明なるも當時内地米價下落し主として海外に放賣せし際なるを以て暫く輸出の部に之を掲ぐ。

八、常平局の廢止¹⁴⁾

常平局の主務は素より米穀を糶糶して其の價格の平準を保つに在りと雖、米商會所の事務(銀行)は米穀の需給米價の調節と密接なる關係を有するを以て開局と同時にその事務を併せ管することとなり、十三年六月備荒儲蓄法の¹⁵⁾發布に依り、又其事務を管したるが、農商務省の設置せらるる

14) 米價常平制度の梗概 36. 61-64頁
 15) 明治財政史第十卷 849頁以下参照

るや(十四年四月)米商會所の事務は之に移し、十五年十一月常平制度の廢止により常平米決算事務并に備荒儲蓄事務を國債局に移すに至れり。

十四年十二月大藏卿は太政官に上申して常平資金据置及び備荒儲蓄法による中央儲蓄金中、地方補助殘金をも常平資金に加へて一層常平事業の擴張を計らんとせしも此議は遂に容れられずして十五年三月常平資金の返戻を命ぜらるゝに至りし也。而して廢局後、國債局に於ては第一儲蓄(中央儲蓄金を以て購入せし米穀の經理にす)第二儲蓄(準備の繰替金を以て購入したる常平米の事務にして其繰替金を準備金へ返済の本旨により儲米の新陳交換を爲す)第三儲蓄(備金へ返償するかため其の決算の整理に従ひ専ら殘米處理をなす)の外、第三儲蓄なるものを設け(十五年十一月常平局廢止と共に)改めて準備金より相當の資本を借入れ其歳の豊凶と穀價の高低とを斟酌して年々適宜の米穀を購入し、専ら外國に輸出し正貨の吸收を圖らんとせり。是れ數年前より荐りに唱道せられたる米穀輸出論と相關聯するのみならず、米穀の輸出によりて紙幣整理兌換準備に充つるための正貨の増殖を期せんとせしに外ならず(此ことは尙後に詳述)。常平局の廢止は一面常平事業の成績豫期の如くならず、且多額の損害を生じ、將來之を有效に利用せんかためには更に多額の資金を投せざる可らざる狀況なりしにもよるべしと雖、又他面に於ては米穀輸出正貨吸收の急務に處するためなりしを思はざる可らず。但米穀の輸出殊に政府自らがかくの如き輸出をなすの可否得失に至りては自ら別論なり。

附言。常平局事業の詳細は米價常平制度の梗概を見よ、茲に論ずる所はその概要を記すに過ぎず。